

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

令和2年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月5日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和2年2月13日（木）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室

○令和2年2月13日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

令和2年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和2年2月13日（木曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第6号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第6号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第6号まで

8. 議案第1号から議案第6号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

---

○執行部

管理者	西	田	三十五
副管理者	小	坂	泰久

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	宮	本	和	宏
総務課長	坂	上	雅	敏
会計管理者	渡	辺	和	也

---

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	橋	口	庄	二
佐倉市 環境部廃棄物 対策課課長	田	中	眞	次
酒々井町 参事	芝	野	芳	弘

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江	里	佳
---------------	---	---	---	---	---

---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川		修
施設管理課 施設係長	上	田	圭	二

瞳 葉 秋 課 補 務 查 總 主

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時32分)

○議長(久野妙子) ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、令和2年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長(久野妙子) 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長

○事務局長(宮本和宏) 事務局長の宮本和宏でございます。着座にて失礼させていただきます。

お許しをいただきまして、酒々井リサイクル文化センターの稼働期間及び地元酒々井町墨区並びに飯積区の地域振興策に関わる協定の締結についてご報告を申し上げます。

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事後の施設稼働期間につきましては、地元住民の皆様のご理解を賜りまして、酒々井リサイクル文化センター地元協議会と令和15年度までの稼働について基本的合意をいたしておりましたが、令和元年11月21日付けで酒々井リサイクル文化センターの稼働期間及び地域振興策に関わる協定を締結いたしました。

これにより、令和15年度までの当地での稼働が確定いたしました。今後も地域住民の皆様から、更なるご理解、ご協力が得られるよう、適切な維持管理に取り組むとともに、より一層の信頼関係の構築に努めてまいります。以上でございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(久野妙子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、須藤伸次議員、内海和雄議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(久野妙子) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎議案の上程

○議長(久野妙子) 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第6号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(久野妙子) 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(西田三十五) こんにちは。管理者の西田三十五でございます。着座にて提案理由の説明をさせていただきます。

本日は佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

ただいまから、本日提案をいたします議案6件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和2年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、令和2年度におきましても、引き続きごみの適正処理を進め、歳出の抑制に取り組んでおります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は13億9,923万3,000円、前年度に比べて8,693万5,000円増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市並びに酒々井町の負担金及びごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、ごみ処理に要する費用や施設の維持管理費、施設建設に係る償還金でございます。また、債務負担行為は、構内電話設備賃貸借1件を設定いたそうとするものでございます。

議案第2号は、令和元年度清掃組合一般会計補正予算第2号であります。歳入歳出それぞれ60万9,000円の増額をいたそうとするものであります。これによりまして、補正後の予算総額は14億4,028万6,000円となります。

歳入の主なものはごみ処理手数料の増であり、歳出の主なものは人件費補正による増額でございます。また、債務負担行為の補正は、自動体外式除細動器賃貸借など3件を追加するものであります。

議案第3号は、任期付職員の採用等に関する条例についてでありまして、知識経験等を有する人材を期間を限って採用できるよう新規制定いたそうとするものでございます。

議案第4号は、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてでありまして、令和2年度から会計年度任用職員制度の新設に伴い新規制定いたそうとするものであります。

議案第5号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでありまして、同じく会計年度任用職員制度の新設に伴い、会計年度任用職員に係る任用、勤務条件等について所要の改正等を行おうとするものであります。

議案第6号は、一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料表及び12月期の勤勉手当を引上げ、新設される会計年度任用職員制度に関する規定等の整備をいたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（宮本和宏） 事務局長の宮本和宏でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号、令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

予算書の2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金7億6,299万7,000円、2款使用料及び手数料4億2,630万円、3款財産収入2万円、4款繰入金7,800万円、5款繰越金1,000円、6款諸収入1億3,191万5,000円、歳入合計といたしまして13億9,923万3,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費29万6,000円、2款総務費1億5,923万円、3款衛生費11億5,604万8,000円、4款公債費8,163万9,000円、5款諸支出金2万円、6款予備費200万円、歳出合計といたしまして13億9,923万3,000円でございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。こちらは構内電話設備賃貸の債務負担行為の新規設定でございます。

ページが飛びまして8ページをお願いいたします。こちらから歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金7億6,299万7,000円につきましては、佐倉市並びに酒々井町からの負担金でございます。令和元年度と比較いたしますと68万8,000円の減額、0.1パーセントの減となっております。組織市町負担金の内訳といたしましては、1節佐倉市負担金が6億7,443万6,000円、2節酒々井町負担金が8,856万1,000円でございます。負担金の詳細につきましては、後程ご説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料4億2,630万円につきましてはごみ処理手数料でございます。手数料は10キロ当たり350円の計算で、1万2,180トンの搬入量を



見込んでございます。令和元年度と比較いたしますと、ごみ搬入量が388トンの増、金額にいたしまして1,358万円の増額、3.3パーセントの増を見込んでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金2万円につきましては、財政調整基金の利子でございます。

9ページをお願いいたします。4款繰入金、1項1目1節基金繰入金7,800万円につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては1,000円でございます。

6款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては1億3,191万4,000円でございます。令和元年度と比較いたしますと1,611万9,000円の増、13.9パーセントの増となっております。主なものといたしましては、1有価物売払収入、これは鉄やアルミ缶等の売払収入でございますが、1,348万6,000円、2混合カン売払収入1,818万3,000円、3売却電力料金9,494万6,000円でございます。次にページをめくっていただきまして10ページにまいりまして、4リサイクル品販売収入98万円、5蒸気使用料、こちらはお隣にございます園芸施設の方に蒸気を供給している使用料でございますが、405万5,000円でございます。歳入のご説明は以上でございます。

次に14ページをお願いいたします。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費29万6,000円につきましては、議会運営に要する経費でございます。主に議員報酬及び旅費でございます。

18ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億5,915万円でございます。令和元年度と比較いたしまして、716万2,000円の増額、4.7パーセントの増となっております。

表の右側の説明の欄をごらん頂きたいと思っております。1一般管理費1億3,640万円でございます。主なものといたしましては、特別職2名及び一般職職員15名並びに再任用短時間勤務職員2名の給料6,309万7,000円、職員手当等4,154万6,000円、共済費2,123万2,000円でございます。

続きまして19ページをお願いいたします。19ページの一番下でございますが、2の地域振興事業2,275万円でございます。こちらにつきましては今年度、酒々井リサイクル文化センター地元協議会と締結をいたしました施設の稼働期間及び地域振興策に関わる協定に基づきまして、地元の墨区、飯積区へ交付する令和15年度までの14年間分の区の運営費補助金2,275万円でございます。

次にページをめくっていただきまして20ページをお願いいたします。2項1目監査委員費8万円につきましては、監査委員2名の報酬及び旅費でございます。

ページが飛びまして24ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費は、11億4,748万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして、9,134万9,000円の増額、8.6パーセントの増でございます。

表の右側の説明の欄の上段をごらんください。1清掃施設管理運営事業9億5,523万6,000円でございます。こちらにつきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に関する経費でございます。主なものといたしましては、ごみ焼却施設等管理業務委託料3億3,715万円、焼却灰収集

運搬再生化処理業務委託料その2、1億4,565万4,000円、焼却炉及び廃熱ボイラー等設備工事1億4,999万9,000円でございます。

25ページの下段をお願いいたします。こちらの2清掃施設整備事業につきましては、ごみ処理施設の工事等に要する経費1億9,224万7,000円でございます。委託料の一般廃棄物処理基本計画等策定業務につきましては、平成26年2月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画について、おおむね5年ごとに見直しを行う必要があることから、令和元年度に策定をされます佐倉市と酒々井町の基本計画を踏まえまして、新たに策定いたそうとするものでございます。工事請負費1億7,054万4,000円につきましては、不具合が生じている設備の更新工事や昭和62年から稼働しております粗大ごみ処理施設の電気設備を更新いたそうとするものでございます。備品購入費1,534万5,000円につきましては、平成8年度から最終処分場で使用しております油圧ショベルにつきまして老朽化に伴い更新いたそうとするものでございます。

ページをめくっていただきまして26ページをお願いいたします。2目センター運営費856万5,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費でございます。このうちページの一番下にございます工事請負費のリサイクルセンター維持管理工事583万5,000円につきましては、リサイクルセンターの作業場の空調機につきまして老朽化に伴い、更新いたそうとするものでございます。

ページが飛びまして30ページをお願いいたします。4款1項公債費、1目元金7,736万1,000円につきましては、平成28年度から30年度のごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還元金でございます。その下の2目利子427万8,000円につきましては、同じく、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金利子でございます。

34ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費2万円でございます。これは、財政調整基金の利子分について、基金に積立てをいたそうとするものでございます。

更にページが飛びまして38ページをお願いいたします。6款1項1目予備費200万円でございます。

続きまして40ページをお願いいたします。令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は6億7,443万6,000円、酒々井町の負担金の合計額は8,856万1,000円で、それぞれの負担割合は佐倉市が88.39パーセント、酒々井町が11.61パーセントでございます。その下にございます令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表は、それぞれの負担金の算出根拠を示したものでございます。(1)事務事業費負担金につきましては、人口割50パーセント、利用割50パーセントで算出いたしてございまして、負担額は合計で7億5,935万8,000円でございます。負担割合は佐倉市88.27パーセント、酒々井町11.73パーセントでございます。

次のページの41ページでございます(2)建設事業費負担金につきましては、令和元年10月1日現在の人口割から算定いたしまして、佐倉市89.42パーセント、酒々井町10.58パーセントの割合となっております。負担金の合計は8,163万9,000円でございます。

一番下の(3)調整負担金、こちらマイナス7,800万円につきましては、構成市町の財源補填分として、それぞれの事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。

次の42ページから43ページでございますが、こちらの方は職員の給与費の明細書となっております。また、48ページから49ページにつきましては債務負担行為に関する調書でございます。最後の50ページ、こちらのほうは地方債に関する調書でございます。議案第1号のご説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。

令和元年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号でございます。補正予算書の方をお願いいたします。2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。2款使用料及び手数料、60万9,000円の増額でございます。歳入合計、既定額14億3,967万7,000円に、補正額60万9,000円を増額いたしまして、歳入合計を14億4,028万6,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらは歳出でございます。2款総務費、56万9,000円の増額、3款衛生費、4万円の増額でございます。歳出合計、既定額14億3,967万7,000円に、補正額60万9,000円を増額いたしまして、歳出合計を14億4,028万6,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。3件の債務負担行為の追加でございます。自動体外式除細動器賃貸借、これはいわゆるAEDでございますが、こちらにつきましては、期間を令和元年度から令和6年度まで、限度額を110万円に設定いたそうとするものでございます。

その下の焼却施設等運転管理業務委託（変更契約分）につきましては、期間を令和元年度から令和3年度まで、限度額を155万に設定いたそうとするものでございます。令和2年度通年業務につきましては、令和元年度から令和2年度まで、限度額を2億7,964万1,000円に設定いたそうとするもので、令和2年度通年業務のうち、令和2年4月1日から業務を行うためには、令和元年度中に契約業務を行う必要があるものでございます。令和2年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

ページが飛びまして8ページをお願いいたします。2の歳入でございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料につきましては、ごみの搬入について、17.4トンの増加が見込まれることから60万9,000円を増額いたそうとするものでございます。

次に10ページをお願いいたします。3歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、56万9,000円の増額をいたそうとするものでございます。主なものは、給与改定等に伴う職員手当等の増額補正でございます。

12ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費につきましては、4万円の増額補正でございます。主なものとしたしましては、修理再生用消耗品として工具の購入による増額補正でございます。

14ページから19ページまでにつきましては、職員の給与の明細書でございます。

20ページをお願いいたします。債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明をさせていただきました、第2表、債務負担行為補正と同様の内容でございます。

ます。

続いて21ページをお願いいたします。付表、令和2年度通年業務に関する一覧でございます。

こちらは4ページの第2表、債務負担行為補正でご説明させていただきました、令和2年度通年業務の詳細でございます。

令和2年度当初から実施する事業で、令和元年度中に入札契約を行う必要がある例規検索システムデータベース業務委託から、次のページの22ページにございますリサイクルセンター業務委託その2までの計14件について、債務負担行為として追加をいたそうとするものでございます。

議案第2号のご説明は以上でございます。

続きまして議案第3号をお願いいたします。議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、知識経験等を有する人材を期間を限って採用することができる制度を導入するため、当該職員の採用及び給与に関し必要な事項を定める条例を制定いたそうとするものでございます。こちらの条例につきましては、佐倉市、酒々井町ではすでに制定をされているものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合会計年度任用職員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が新設され、現在の臨時、非常勤職員の大半が会計年度任用職員に移行することに伴いまして、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定める条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

議案第5号をお願いいたします。議案第5号、佐倉市、酒々井町清掃組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が新設されることに伴いまして、人事行政の運営状況等の公表、分限及び懲戒、旅費に関し関連いたします4条例を一括して改正いたそうとするものでございます。また併せまして地方公務員法第16条の欠格条項の規定から成年被後見人等が削除されたことに伴いまして、関係条文の文言の整理を行おうとするものでございます。

一部改正する条例は、佐倉市、酒々井町清掃組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の旅費に関する条例でございます。

議案第5号のご説明は以上でございます。

最後に議案第6号をお願いいたします。議案第6号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例につきましては、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の給与に関する条例を改正いたそうとするものでございます。主な改正の内容といたしましては、令和元年度から一般職職員の給料表を平均0.2パーセント引き上げるとともに、一般職職員の勤勉手当を0.05月分引き上げいたそうとするものでございます。

また、こちらも併せまして会計年度任用職員制度の導入、地方公務員法第16条の欠格条項の改正、及び佐倉市、酒々井町清掃組合任期付職員の採用等に関する条例の新規制定に伴いまして、関連する条例を一括して改正いたそうとするものでございます。改正する条例は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例となっております。

議案第6号のご説明は以上でございます。

6議案の議案の補足説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野妙子） これより議案第1号から議案第6号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

山本議員

○3番（山本英司） 議案第1号について、25ページの備品購入費の所で、単純な質問をさせていただきます。

油圧ショベルの購入という事で、1,534万5,000円、これは増車なのか入替なのか。また、何台利用しているのか、1台で用が足りているのか、お伺いしたいです。

○議長（久野妙子） 事務局長

○事務局長（宮本和宏） お答えいたします。現在、油圧ショベルローダーにつきましては、1台を稼働、利用いたしております。これにつきましては、更新ということで、入れ替えするというところでございます。以上でございます。

○議長（久野妙子） 山本議員

○3番（山本英司） そうすると次を処理、これは売却という説明だったと思いますが、幾らで売却予定なのか。売却先はすでに決まっているのでしょうか。

○議長（久野妙子） 事務局長

○事務局長（宮本和宏） 来年度、新たに購入で、新しい車両が参りましたら、その後、売却の手続きを進めるという事でございますので、まだ、売却額とか売却先等については未定でございます。以上でございます。

○議長（久野妙子） 山本議員

○3番（山本英司） 入替であれば1台で用が足りるわけなので、新規購入した時の下取りという

形で出した方が売却額は高く出せるのではないかと単純に感じるんですけど、その辺は考えていないのでしょうか。

○議長（久野妙子） 事務局長

○事務局長（宮本和宏） 現時点では売却ということですが、ご意見を頂戴いたしましたので、そういう点も十分検討いたしまして事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（久野妙子） 山本議員

○3番（山本英司） 下取りの方が高く処分ができるのではないかと思いますので、考慮してください。以上です。

○議長（久野妙子） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第5号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第6号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第6号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(久野妙子) 以上をもちまして、令和2年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時13分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 内 海 和 雄

署名議員 須 藤 伸 次